

法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>
環境関連法規制等の動き 2022 年 8 月(2022.7.19～2022.8.22)

法令情報

1. 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令

<内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・
国土交通・環境・防衛省令第 2 号> (2022. 8. 5 公布、2023. 4. 1 施行)

温対法第 26 条に基づく特定排出者は、温室効果ガス算定排出量の報告に加え、当該報告に係る温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報を提供(任意報告)することができます。(法第 32 条)。今回、事業者の積極的な取組を見える化する観点から、任意報告内容を充実させるため、報告様式が変更されました。その他特定排出者の報告事項に「法人番号」が追加されました。

当該特定排出者が対象です。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195210105&Mode=1>

2. 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項の一部を改正する件

<経済産業・環境省告示第 9 号> (2022. 8. 22 公布、同日施行)

6 月号の意見募集 1 が公布されました。フロン排出抑制法第 16 条に基づく業務用エアコン等の簡易点検に係る改正です。今般、業界団体において「常時監視システムによるフロン類の使用時漏えいの早期発見を有効とする基準」が策定されたことを受け、常時監視システムを用いて、漏えい又は故障等を見出すため必要な措置(1 回/日以上)の計測等)がとられている場合は、簡易点検に代えることができるようになりました。

当該システムを導入している事業者は利用できます。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595122046&Mode=1>

3. 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を

改正する法律の一部の施行期日を定める政令 <政令第 271 号> (2022. 8. 10 公布、2022. 9. 1 施行)

2022. 6. 17 公布の題記改正法(6 月号参照)の一部の施行日が決まりました。今回施行される内容は、住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付等の業務を行う、独立行政法人 住宅金融支援機構法の一部改正部分です。

<参考>国交省ホームページ https://www.mlit.go.jp/report/press/house02_hh_000177.html

4. 容器保安規則の一部を改正する省令 <経済産業省令第 63 号> (2022. 7. 29 公布、2022. 8. 1 施行他)

昨今、代替フロンとして地球温暖化係数の低い(低 GWP)冷媒への転換が進められていますが、新しい冷媒の中には圧力の高いものがあり既存の FC 容器(液化フルオロカーボン用)に充填できないものが出てきました。今回、新たに耐圧試験圧力を 6MPa とする FC 容器の類型が追加されました(2023. 1. 29 施行)。その他医療用酸素用一般複合容器に関し、新たに定義を設け再検査期間が 3 年から 5 年へ変更等されました。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595122031&Mode=1>

5-1. 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令

<経済産業・国土交通省令第 1 号> (2022. 8. 16 公布、2022. 10. 1 施行)

-2. 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項の

一部を改正する件 <国土交通省告示第 837 号> (同上)

建築物省エネ法では、建築主は、建築物を新築等する際に建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（法第 34, 35 条）を受けることができます。今回、認定を受ける際の基準である建築物エネルギー消費性能誘導基準*が見直され、非住宅においては、誘導基準における誘導設計一次エネルギー消費量及び誘導基準一次エネルギー消費量の算出方法が変更されました。その他前記に伴う申請様式等の変更が行われました。

※建築物エネルギー消費性能誘導基準：建築物エネルギー消費性能基準を超え、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準

当該建築物を新築等する事業者は利用できます。

＜参考＞電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=155210739&Mode=1>

6. 危険物の規制に関する政令別表第 1 及び同令別表第 2 の総務省令で定める物質及び数量を

指定する省令の一部を改正する省令 <総務省令第 53 号> (2022. 8. 1 公布、2023. 2. 1 施行)

2022. 1. 28 公布の改正毒物及び劇物指定令(2 月号参照)において、4-メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤が劇物に追加されました。今回、同物質は加熱されることで人体に有害な蒸気を発生する危険性を有していると認められ、消防法第 9 条の 3 に基づく消防活動阻害物質に指定されました。

当該物質を規定数量(200kg)以上貯蔵又は取り扱う事業者は届出が必要です。

＜参考＞電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=860202201&Mode=1>

7. 労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の

一部を改正する省令 <厚生労働省令第 112 号> (2022. 8. 22 公布、2022. 10. 1 施行)

5 月号の法令情報 4 の改正に係る様式修正です。左記の改正で、塩酸、硝酸等歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務を設けている事業者は、労働者の人数に関わらず歯科健康診断の結果を提出することが義務化されました(則第 52 条の 2)。今回、「歯科健康診断結果報告書」の様式が修正されました。

当該有害業務を設けている事業者が対象です。

＜参考＞電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495220143&Mode=1>

法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>

一般情報

1. 2022 年度 脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業（委託・補助）の

1 次公募結果について (2022. 8. 5 環境省)

環境省は、低炭素社会及び循環型社会構築に資するプラスチック資源循環システム構築の加速化を図るため、従来型のプラスチック利用から再生可能資源由来のバイオプラスチック等への転換を推奨しています。今回、「化石由来プラスチックを代替する省 CO2 型バイオプラスチック等（再生可能資源）への転換及び社会実装化実証事業」10 件、「プラスチック等のリサイクルプロセス構築及び省 CO2 化実証事業」7 件が選定されました。

＜参考＞環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_00367.html

2. 規格不適合な防じんマスクの回収について (2022. 8. 2 厚労省)

厚労省は、市販されている防じんマスクの一部製品に、排気弁等が国家検定規定を満たさず、排気弁の作動気密が保持できないものと公表しました。現在、販売者は当該製品の回収を行っています。

〈参考〉厚労省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27088.html

3. 2021 年中の圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る事故状況について (2022. 8. 1 消防庁)

2021 年中に発生した圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質の事故件数は 60 件(前年比▲7)、内訳では、漏えい 39 件(同▲1)、火災 16 件(同▲6)、その他 5 件(前年同)と減少しました。漏えい事故を物質別件数別に見ると、液化石油ガス 27 件(同+5)、劇物 6 件(同▲9)、毒物 3 件(+2)、圧縮アセチレンガス 2 件(前年同)、無水硫酸 1 件(同+1)でした。また、火災事故の物質別件数別では、液化石油ガスが 10 件(同▲6)、生石灰 3 件(同▲1)、圧縮アセチレンガス 3 件(同+1)でした。

〈参考〉消防庁ホームページ https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/220801_kiho_1.pdf

公募情報

1. 中小企業の温室効果ガス削減目標に向けた脱炭素経営促進モデル事業の公募について

(2022. 8. 19 環境省)

環境省は、温室効果ガス削減に関する中長期目標を設定している、又は、設定を検討している中小企業を対象に題記モデル事業への参加企業を募集しています。モデル事業を通じて参加企業の脱炭素経営を促進し、中小企業における脱炭素経営促進に向けてのロールモデルを創出し他企業へ横展開すること等を目的としています。公募期限は、2022. 9. 23 です。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_00431.html

2. 自動車の電動化に伴って影響を受ける中堅・中小自動車部品サプライヤーの

業態転換・事業再構築を全国で支援します (2022. 8. 12 経産省)

経済産業省は、自動車の電動化の進展に伴って需要の減少が見込まれる自動車部品（エンジン、トランスミッション等）のサプライヤーが電動車部品の製造に転換する、軽量化等の技術適応に挑戦するといった「攻めの業態転換・事業再構築」の支援を全国で実施します。支援内容は、事業転換にあたりサプライヤーが抱える課題の相談の受付、高度な課題を解決する最適な専門家の派遣等です。また、中小企業等事業再構築補助金「グリーン成長枠」等を通して、事業転換の実現に必要な設備投資・研究開発・人材育成等の支援も実施されます。

〈参考〉経産省ホームページ <https://www.meti.go.jp/press/2022/08/20220812003/20220812003.html>

以 上